

社保シリーズ

訪問診療料②

6

社保研究部

前回に引き続き、訪問診療に関する変更点を介護保険との給付調整を交えて解説する。

症例解説

この症例は、要介護認定後の患者で、医科から情報提供文書を添えて紹介があり、患者に赴いて訪問診療をしたケースである。

まず、11月1日に著しく歯科診療が困難な障害者加算(175点)を訪問診療料に対して加算している。算定日は、患者の状態だけでなく、要介護度を合わせてカルテに記載することになった(算定要件は10月15日号参照)。

11月5日には、歯周組織検査を実施したことで、歯在管・140点が算定できる条件が整ったが、介護保険で歯科医師が行う居宅療養管理指導費を同月内に算定した場合は、算定できなくなる(給付調整は下表参照)。ただし、在宅患者歯科治療総合医療管理料(在歯管)は介護保険との給付調整の対象ではないので別に算定できる。

カルテは医療保険と介護保険が区別できるように記載されていれば同一カルテ内に記載してもよい。

11月8日のように訪問診療の時間が20分に満たない場合は、初・再診料を算定し、基本診療料に障害者加算(175点)を加算する。カルテへの要介護度の記載は不要で、著しく歯科診療が困難な状態の記載だけでよい。

歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費は、居宅の場合は350単位を、居住系の施設・入所サービスの場合は300単位を算定する。

300単位を算定する居住系施設等

- 養護老人ホーム
- 有料老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 高齢者専用賃貸住宅
- 小規模多機能型居住介護サービス
- 認知症対応型共同生活介護サービス

居宅または居宅系施設への訪問診療で、訪問診療料への障害者加算(175点)を算定したときは、要介護度と著しく歯科診療が困難な状態を算定日ごとに、カルテに記載する。

居宅または居宅系施設で療養中の要介護者に訪問して診療しても、在歯管は介護保険との給付調整対象にはならず、医療保険で別に算定できる(算定要件は10月15日号参照)。

介護保険での居宅療養管理指導費(I)を算定した月は、歯在管は算定できない。ケアマネジャーに情報提供しなかった場合には400単位に減算される。カルテ記載は太枠で囲むなど、医療保険と区別できるようにする。

訪問診療の時間が20分に満たない場合には、基本診療料を算定し、外来と同様に初・再診料に障害者加算(175点)を加算する。ただし、カルテへの要介護度の記載は不要で、著しく歯科診療が困難な状態の記載だけでよい。

歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費は、居宅の場合は350単位を、居住系施設(養護老人ホーム、高齢者専用住宅、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居住介護、認知症対応型共同生活介護)は300単位を算定する。

要介護・要支援者に算定できる診療報酬

	在宅		施設		
	自宅 有料老人ホーム 軽費老人ホーム グループホーム	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	病院
訪問歯科衛生指導料	×	○	○	○	○
在宅患者連携指導料	×	×	×	-	-
在宅患者緊急時等カンファレンス	○	○ 末期の悪性腫瘍患者に限る	×	-	-
退院時共同指導料1	-	×	×	×	○
歯科疾患管理料 歯科疾患在宅療養管理料 歯科特定疾患療養管理料 診療情報提供料(I)の注2および注6の訪問診療料算定患者の紹介加算	○ 同一月に居宅療養管理指導費(介護予防居宅療養管理指導費を含む)が算定されている場合は不可	○	○	○	○
上記以外	○	○	○	○	○

診療情報提供料(I)の注2は、市町村または指定居宅介護支援事業者への情報提供

部位	傷病名	診療開始日
7+7	MT	平成22年11月1日
7]	C4	平成22年11月1日
6+7	P1	平成22年11月1日
7]	残根部ハセツ	平成22年11月8日
〔年齢〕73歳男性 要介護3		
〔主訴〕義歯を作って欲しい。		
〔所見〕抜歯禁忌により残根上のFD, 全身管理下での治療が必要。		

月日	部位	療法・処置	点数
11/1		訪問診療 12:30~13:30 要介護3	830
		㊦(脳梗塞のため体幹の保持困難, 衛生士らが参画)	175
		急性対応(エンジン, 1回目)	232
	7+7	往診医から高血圧, 糖尿病で脳梗塞後遺症の患者への義歯作成の依頼。(詳細は情報提供文書中)	/
	7]	う蝕(残根歯削合) (18×150/100)	27
11/5		在歯管(血圧測定134/80, P64, S pO ₂ : 98%)	140
		居宅療養管理指導費(I)	500
		ケアマネジャーに治療計画書を渡す(患者了解済)	/
		訪問診療 12:30~13:30 要介護3	830
		㊦(脳梗塞のため体幹の保持困難, 衛生士らが参画)	175
11/8		急性対応(エンジン)	90
	6+7	P基検(検査結果略)	110
		SC (64+38×2)×150/100	210
		P基処(アクリノール) (10×150/100)	15
		居宅療養管理指導費(I)	500
11/15		利用者に情報提供し, ケアマネジャーにFAX	/
	2+2	咬調 (40×150/100)	60
		再診 12:30~12:45 体調不良により印象中止	42
		㊦(脳梗塞のため体幹の保持困難, 衛生士らが参画)	175
		急性対応(エンジン)	90
11/20	7]	う蝕(残根歯ハセツに伴い再削合) (18×150/100)	27
		訪問診療 12:10~13:20 要介護3 (830+100)	930
		㊦(脳梗塞のため体幹の保持困難, 衛生士らが参画)	175
		急性対応(エンジン)	90
		補診(前方部に少しフラビーガムあり, 下顎前歯が少し挺出していた, 咬調済) 舌の傷は完治。	/
11/22		imp(寒天+アルジネート) (225×150/100)	338
		訪問診療 12:10~12:37 要介護3	830
		㊦(脳梗塞のため体幹の保持困難, 衛生士らが参画)	175
		急性対応(エンジン)	90
	7+7	BT (280×150/100)	420
11/26		再診+急性対応(エンジン) 12:15~12:27	132
	7+7	TF(体調よく在位保持が自身で可能)	190
11/27		訪問診療 12:20~12:45 要介護3	830
		㊦(脳梗塞のため体幹の保持困難, 衛生士らが参画)	175
		急性対応(エンジン)	90
	7+7	FD(レジン床)+人工歯(レジン) (2415+25+27)	2467
		義管A+困難加算(定期調整の必要性指導) (150+40)	190
11/28		居宅療養管理指導費(衛生士) 12:50~13:17	350
		義歯の清掃, 残存歯の清掃方法を指示	/
11月分 7日分 10,500点 介護保険請求分 1,350単位			